キステムは、同一労働・同一賃金を実行しろ！　非正規労働者にもボーナスを出せ！

9.22 証人尋問／満席傍聴で髙橋さんご支援を！

全国の仲間のみなさん。

同一労働・同一賃金を求めて闘う、契約社員髙橋さんのキステム裁判は、いよいよ本年9月22日、証人尋問をむかえます。

これまで、非正規労働者への賃金差別に対して全国多くの仲間たちが NO！の声を上げて闘ってきました。そして、郵政産業で働く仲間たちが諸手当について、同一労働同一賃金を認定させる画期的な判決を闘いとりました。しかし、賞与や退職金といった収入の基幹部分の同一賃金を求める裁判では、非正規労働者の訴えを斥ける事例が続いています。その中で、警備会社キステム東北支店管轄の営業所で12 年働いている事務担当の女性契約社員髙橋さんが、昨年1月、非正規に対する賃金差別を禁止したパートタイム有期雇用労働法を根拠に裁判闘争を決起しました。

盛岡地裁前で集会（2022.3.24　第 1 回裁判）

キステムは、正社員に年間5.5か月分くらいの賞与を支給しますが、非正規の髙橋さんら契約社員及び社員の大半を占める警備員には1円の賞与も支払いません。髙橋さんの勇気ある行動に応えて、全国から多くの支援が注がれました。髙橋さん、支援の皆様、弁護士が一体となった闘いで裁判が有利に進んできたものと確信します。

2000万人の非正規労働者の権利を守り、生活を守るために、傍聴席を支援者で埋め尽くし、髙橋さんの勝訴を実現させましょう。

同一労働・同一賃金を求めて闘う、契約社員髙橋さんを支援する会
仙台市青葉区一番町 1-6-19 壱番館ビル 406 号

全国一般全国協議会宮
城合同労組内　TEL022-261-4392

9月 22 日(金)10 時～17 時
盛岡地方裁判所　301号法廷

傍聴整理券配布予定　9時～9時 20 分
抽選開始予定　　9時 30 分⇒入廷

（証言の順番）
1　被告キステム取締役総務部長　午前
2　同　前東北支店支店長　午前と午後
3　同　東北支店水沢営業所所長　午後
4　原告髙橋さん本人尋問　14 時 30 分頃

17 時～17 時 30 分　地裁前で総括集会

〇首都圏等、遠方から来られる方は新幹線　　ホテルパックが往復運賃以下となり格安です